

# 週休2日モデル工事試行要領

平成30年6月1日制 定  
令和元年6月1日一部改正  
令和2年6月1日一部改正

## 1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日モデル工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

### (1) 週休2日モデル工事

ア 週休2日とは、1週間のうち、原則土曜日・日曜日の2日間および国民の祝日において現場閉所することをいう。

イ 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、週休予定日の前後6日以内の振替休日を設定したうえで、週休予定日の前日までに監督職員との協議により週休日を変更することができるものとする。この場合、4週間のうち8日間の休日を確保することとする。なお、雨天時等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては、週休日とすることができる。

ウ 現場閉所日数とは、対象期間内において、下請業者も含めて、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。なお、現地作業には、資材納入や交通誘導、運搬等建設業に該当しないものは含まない。

エ 対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

（ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ） 工場製作のみが行われている期間

（ウ） 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

### (2) 週休2日交替制モデル工事

ア 週休2日とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における現場に従事した全ての技術者及び技能労働者（非常勤（臨時）に従事する者及び対象期間が著しく短い者は除く）（以下「技術者等」という。）の平均休日日数が、1週間のうち、2日になることをいう。

イ 雨天時等で休日とする場合においても、週休日とすることができる。

ウ 対象期間は、各業者が工事に着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、対象期間から除く日は、2（1）エのとおりとする。

## 3 対象工事

### (1) 発注者指定型

発注者が指定する工事とし、特記仕様書に発注者指定型である旨を明示するものとする。

### (2) 受注者希望型

発注者指定型を除く全ての工事を対象とし、特記仕様書に受注者希望型である旨を明示するものとする。

ただし、週休2日の確保が困難な工事（緊急対応工事等）又は対象期間が著しく短い工事は対象外とする。

## 4 試行方法

(1) 受注者は、週休2日モデル工事又は週休2日交替制モデル工事を希望する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要

領によらず施工するものとする。(受注者希望型のみ)

- (2) 週休2日モデル工事の場合、受注者は、工事着手までに週休2日取得が確認できる様式1「休日取得計画表(以下「計画表」という。)」を発注者に提出すること。なお、対象期間を明確にするため、工事着手の日と工事完了日を計画表に明記すること。
- (3) 受注者は、「週休2日モデル工事」又は「週休2日交替制モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置すること。費用については、現場環境改善費として計上する。
- (4) 週休2日モデル工事の場合、受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)とともに、毎月7日までに監督職員に提出すること。
- (5) 受注者は、工事完了後、計画表(週休2日交替制モデル工事は様式2「休日取得状況表」)に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出すること。
- (6) 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

## 5 経費の補正

週休2日モデル工事等を実施した結果、現場閉所状況(週休2日交替制モデル工事は技術者等の休日率(休日日数を対象期間で除した率)の平均)が4週6休以上であった場合は、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じることとする。ただし、労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価のみとする。

- (1) 4週8休以上(現場閉所率又は休日率28.5%(8日/28日)以上)

ア 労務費	1.05
イ 機械経費(賃料)	1.04
ウ 共通仮設費	1.04
エ 現場管理費	1.06
- (2) 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率又は休日率25.0%(7日/28日)以上28.5%未満)

ア 労務費	1.03
イ 機械経費(賃料)	1.03
ウ 共通仮設費	1.03
エ 現場管理費	1.04
- (3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率又は休日率21.4%(6日/28日)以上25.0%未満)

ア 労務費	1.01
イ 機械経費(賃料)	1.01
ウ 共通仮設費	1.02
エ 現場管理費	1.03

発注者指定型は、5(1)の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、補正係数を減じた変更契約を行うこととする。

また、受注者希望型は、4週6休以上であった場合は、変更契約時において、休日取得状況に応じた経費の補正を行うこととする。

なお、週休2日交替制モデル工事を適用した工事は、労務費のみ補正係数を乗じることとし、港湾土木請負工事積算基準を適用した工事についても、労務費(高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員は除く)のみ補正係数を乗じることとする。

## 6 アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

7 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定表の「工程管理」で評価する。  
なお、週休2日を実施できなかった場合でも、工事成績評定は減点しない。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 令和元年6月1日改正については、令和元年6月1日以降に公告する建設工事に適用する。
- 3 令和2年6月1日改正については、令和2年6月1日から施行する。